

薬剤師の

ちょっと楽に立つお話

今月のTOPICS

目薬の使い方

日差しに少しづつ春を感じられるようになりましたが、花粉症に苦しむ人にはつらい季節ですね。この時期手放せない人も多い身近なお薬の一つ「目薬」について、薬剤師の斎藤陽子さんに聞きました。



目薬のさし方



- ①まず、手をよく洗います。
- ②容器の先がまぶたやまつ毛に触れないよう、確実に点眼します。
※点眼量は、基本的に1滴で十分です。適当に2~3滴さすのはNG。
- ③目をつむって静かに待ちましょう。目薬をさした後、目をパチパチするとポンプ作用でせっかく入れた目薬が流れ出てしまいます。
※皮膚に付着し、かゆみやかぶれなどの副作用が出ることもあるので、流れ出たものは柔らかく清潔な布などで拭き取るようにしましょう。

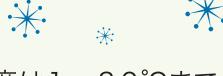
おすすめ点眼法



複数の目薬を使用する場合

それぞれの間は5~10分間隔をあけます。前の薬が吸収されないうちに次の目薬をさしてしまって洗い流され、効果が薄れてしまします。順番は医療機関で指示されたとおりにしますが、医療用のとろみがついている目薬は最後にするのがよいでしょう。

保管方法



目薬の保存温度は1~30°Cまで大丈夫なので、夏場注意すれば、たいてい室温で保存が可能です。

冷蔵庫での保管は、置く場所によっては凍ったり、他の食品から影響を受けたりするので注意が必要です。おくすり箱での保管も、湿布や防虫剤など、成分が揮発し水に溶けやすいものが一緒にいると、影響を受けてしまいます。

使用期限は?



未開封の場合は、表示された使用期限内に使い切りましょう。開封してしまったら、1ヶ月ほどのものが多いです。例外もありますので、かかりつけの薬剤師・薬局にご相談ください。

△店頭にもさまざまな目薬があります。薬剤師とよく相談して症状にあったものを選びましょう。

はい、お答えします!

Q. たまに「長期間飲まないでください」と説明書に書いてある薬がありますが、長期間ってどれくらいですか?(東御市鞍掛 44歳 女性)

このコーナーでは毎月、読者の方からの質問に薬剤師がお答えします。お薬に対する素朴な疑問、質問、なんでもお寄せください。

特集

2017年1月から始まりました

セルフメディケーション税制

【医療費控除の特例】

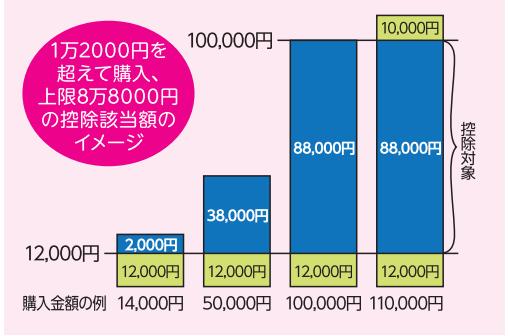
今年の1月から開始された「セルフメディケーション税制」は、きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられる制度です。上田薬剤師会の顧問税理士・中島康貴さんに、その概要とポイントを聞きました。



セルフメディケーション税制とは?

対象となるOTC医薬品の購入金額が、同一生計の世帯で年間合計1万2000円以上の場合、超えた分について(上限8万8000円)確定申告すれば、所得控除を受けられる制度です。※所得税の税率は収入によって異なるので、同じ購入額でも人によって控除の金額が違います。

ただし一定の取り組みをした人に限ります。



◎例:一定の取り組みを行った所得税率20%の申告者が、対象製品を年間5万円購入した場合

・所得税(国税): $(5\text{万円}-1\text{万}2,000\text{円}) \times 20\% = 7,600\text{円}$

・住民税(地方税):

$(5\text{万円}-1\text{万}2,000\text{円}) \times \text{個人住民税率}10\% = 3,800\text{円}$

合計減税額: 所得税+住民税=11,400円 減税に!

1万2,000円を超えた金額が減税額になるわけではありません

対象となるOTC医薬品とは?

セルフメディケーション税控除対象

医療用医薬品から転用された83成分を含むOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品)。パッケージについているこのマークが目印です。平成29年2月現在約1600品目あり、詳細は厚生労働省のホームページで確認できます。

対象となる「一定の取り組み」をする人とは?

申告対象となる1年間に健康の維持増進や疾病予防のために取り組んでいる人が対象です。右のうち、ひとつでも該当していればOKですが、証明書が必要です。

- 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- 予防接種
- 定期健康診断(事業主健診)
- 健康診査
- がん検診

申告方法は?

2017年1月1日以降、対象商品購入時のレシート(領収証)を1年分(1月1日~12月31日)まとめて翌年に確定申告します。レシートには商品名、金額、対象商品である旨、販売店名、購入日の明記が必要です。レシートはこまめに保管する習慣をつけましょう。※2018年の確定申告から申告が可能となります

これまでの医療費控除制度と同時に利用することはできません

上田薬剤師会の会員薬局はセルフメディケーション税制の講習を受けています。ご不明な点は、最寄りの会員薬局までお問い合わせください。

A. 長期間に具体的日数はありません。例えば、市販の風邪薬の場合、数日経つても改善が見られない場合や、症状が長引く場合には、医療機関の受診を強くおすすめします。詳しくはかかりつけの薬剤師・薬局にお聞きください。

ハガキ 〒386-0012 上田市中央6-3-41週刊うえだ「はい、お答えします!」係
メール weekly-ueda@po3.ueda.ne.jp FAX 0268-22-6201

